



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

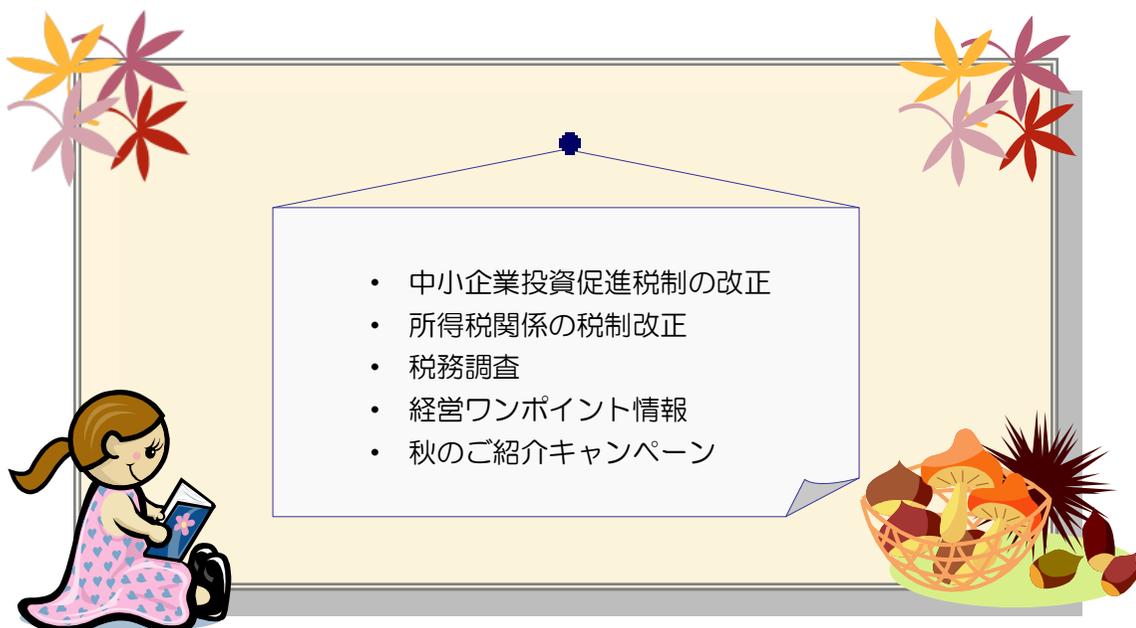
H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 秋冷の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

秋風が気持ちの良い季節となりました。事務所の駐車場には、キンモクセイの木に花が咲き、とても良い香りがしております。宮崎事務所の近くをお通りの際は、是非ともお立ち寄り下さい。

さて、今回の TM 情報は、中小企業投資促進税制の改正、所得税関係の税制改正、税務調査など、皆様のお役に立つ情報を紹介しております。どうぞ、ご一読下さい。

敬具



中小企業投資促進税制の改正

中小企業投資促進税制とは、青色申告書を提出する中小企業者等が、一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、特別償却（30%）ができる制度です。

また、中小企業者等のうち資本金（出資金）が3,000万円以下である等の条件を満たした特定中小企業者等に該当すれば税額控除（7%）との選択適用が認められています。

平成 24 年度改正では、対象資産の追加、デジタル複合機の範囲の見直し、適用期限の延長が行われました。

① 対象資産の追加

・・・追加された対象設備



- ・ 平成 24 年 4 月 1 日以後取得し指定事業の用に供した 1 台 30 万円以上かつ合計(※)120 万円以上の測定工具及び検査工具並びに試験又は測定機器
- ・ 平成 24 年 3 月 31 日に廃止された情報基盤強化税制の対象であったソフトウェア

※合計とは・・・同一事業年度において取得供用したこれらの器具備品等の取得価額の合計額をいいます。

② デジタル複合機の範囲の見直し

デジタル複合機の取得価額要件について、合計 120 万円以上が除外されました。これにより取得価額要件は、1 台で 120 万円以上となります。

③ 適用期限の延長

平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されました。



なお、改正ではありませんが、この制度の適用は新品の自社（所）使用に限られ、中古や貸付用のものは適用することができません。また、リースは所有権移転外リース取引により取得した資産については特別償却は適用できず、特定中小企業者等であれば税額控除のみ適用となります。これらについて適用の誤りが見受けられますので、ご注意ください。



所得税関係



1. 給与所得控除の見直し

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
180万円以下	収入金額×40%(最低 65万円)	同左
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	同左
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	同左
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	同左
1,000万円超 1,500万円以下	収入金額×5%+170万円	同左
1,500万円超	収入金額×5%+170万円	245万円

適用時期

平成 25 年分以後の所得税及び平成 26 年度分以後の個人住民税について適用されます。

2. 役員退職手当等に係る退職所得の課税方法の見直し

役員等としての勤続年数が 5 年以下の者が支払いを受ける役員退職手当等に係る退職所得の計算について、退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置が廃止され、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。

退職者の区分	改正前	改正後
勤続年数 5 年以下の役員等	退職所得	退職所得 =収入金額-退職所得控除額
上記以外の者	$=(収入金額-退職所得控除額) \times 1/2$	退職所得 $=(収入金額-退職所得控除額) \times 1/2$

税務調査への備え

秋から冬は税務調査の最も多い季節です。税務調査が行われるサイクルは3～5年に1回というケースが一般的ですが、最近の税務調査は、これまでの常識を覆し下記のような傾向があります。

- ① 赤字会社でも調査対象となる
- ② 設立まもない会社でも調査対象となる
- ③ 無予告調査が増えてきている



日頃からきちんとした経理処理を心がけていれば、税務調査が入っても特に慌てる必要はありません。そこで今回は、税務調査に備えて、日頃から点検しておきたい注意事項をまとめてみました。参考にしてください！

- 領収書等の証憑書類は書き損じも保存する
(現金商売は、レジペーパー、売上傳票等を破棄せずに保存)
- 領収書の取れない支払は、支払年月日、支払先、支払内容を明らかにする
- 白紙の領収書は受け取らない(領収書の記入は必ず支払先にしてもらう)
- 印紙の必要な領収書には必ず印紙を貼付し、消印してもらう
- 現金出納帳は日々記帳し、現金残高も毎日確認する
- 机の引き出し等に unnecessary 私物を保管しない
- カレンダーや電話連絡ノートなどに紛らわしい書き込みをしない



また、下記のような項目も点検し、不適切な処理を防いでください。

- 決算期末の翌月に、不自然に多額の売上が計上されていないか？
- 決算月と決算期末の翌月の売上総利益率に異常数値はないか？
- 決算期末に、不自然に多額の仕入や費用の支払はないか？
- 請求書や納品書の様式が異なっていたり、通常パソコン打出しのものが手書きになっていたりしていないか？
- 請求書に請求日のないものはないか？



競合ひしめく求人求職サイト業界で、若干25歳の社長が創業6年目にして東証マザーズに上場を果たしました。どんなビジネスモデルなのでしょう？

大学1年生時に応募した起業家コンテストで認められたビジネスモデルで実際に起業、創業6年目で東証マザーズに上場を果たし、社長の年齢は25歳とマスコミでも話題の会社がある。

インターネットによる求人サイトを運営するリブセンスがその会社。5月2日時点の時価総額は約91億円、2011年12月決算での売上が11億円、経常利益が約5億円、簿価純資産が約10億円なのでPBRが約9倍という少し過熱気味の上場株式でもある。

求人・求職のマッチングサイトは世の中にいくらでもありそうな感じがするが、この会社の特徴は求人側企業へのサイト登録費用は無償で、その後のマッチングが成立した時点で請求があがる**完全成功報酬型**という点と、求職側の個人にも採用が確定した時点で採用祝い金がキャッシュバックされる仕組みを導入した点であろう。

決算書から推測すると、売上の約1割相当分が採用祝い金なので、仮にある企業に採用が確定し、その祝い金が2万円とすると、企業側は20万円相当の成功報酬が請求されるようなイメージだと思われる。

こうしたビジネスモデルが成功を呼ぶと、当然のように真似をする会社も出てくることは予想されることで、今後、リブセンスが継続的に成長し簿価純資産の9倍も評価されるような会社であり続けるためには、ネット上での勝ち組企業に見られる本質的な強みを表現し続けることが重要であろう。

それにしても、資本金300万円でスタートして6年目で90億円の会社を築くことが出来るという意味ではお手本の会社でもある。



新人紹介

名前：岩坪 美紀

血液型：O型

一言：5月に入所しました。

出産後7年ブランクがあり、至らない点もあるとは思いますが、これからよろしくお願い致します。



秋のお客様紹介キャンペーン

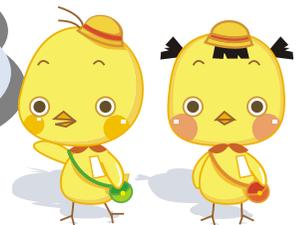
当事務所では、昨年に引き続き、秋のお客様紹介キャンペーンを行っています。
昨年はたくさんのご紹介を頂き、事務所一同、大変感謝致しております。
皆様の周りにこんなお悩みを持っている経営者様はいらっしゃいませんか？
もし心当たりがあれば、ご遠慮なく当事務所にご相談ください。

- ☆技術力、営業力はあるが、経理、経営面で不安がある方
- ☆従業員は奥様だけなので、帳簿を付けるのが大変な方
- ☆ご自身で確定申告をされていて、毎年大変な思いをされている方
- ☆税理士に頼んではいるが、毎月訪問しないなど不満をお持ちの方
- ☆節税方法が分からずに、無駄に税金を払い続けていらっしゃる方
- ☆開業創業したいが、方法が分からずに悩んでおられる方

『うちは税理士に頼むほど大きくない』『税理士は高い』などと勝手に決め付けていらっしゃる方も多いと思います。しかし、自社の経営をスムーズに運営するためには税理士の力が不可欠です。当事務所は平均経験10年以上のスタッフが揃っています。お客様のご相談には親身に対応しております。ぜひ一度ご相談ください！

尚、ご紹介頂いた場合、こんな特典をご用意しております。

**11月末までの期間限定
ご紹介料 3万円～**



期間限定のキャンペーンとなります。ぜひご協力をお願いします！